

入札説明書

令和6年度～令和8年度県庁案内等業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書及び令和6年度～令和8年度県庁案内等業務委託契約入札心得によるものとする。

- 1 公告日 令和6年2月27日
- 2 入札執行者 静岡県知事 川勝 平太
- 3 担当部局 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事戦略局広聴広報課
電話番号 054-221-2244

4 業務委託内容等

- (1) 入札番号 第5号
- (2) 業務名 令和6年度～令和8年度 県庁案内等業務委託
- (3) 業務場所 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁庁舎内
- (4) 業務期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日
- (5) 業務概要 仕様書による

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務委託に係る競争入札参加資格において、営業種目「総務事務」について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 令和元年度以降に、国、地方公共団体等において、1年以上の期間にわたり、対面又は電話による受付業務委託の受託実績があること（派遣業務は不可）。

(7) 静岡市内に本社又は営業の拠点を有する者であること。

6 入札参加資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、次により入札参加資格確認申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）及び5の(6)(7)を証明する資料（以下「資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期限 令和6年3月4日（月）午後5時

イ 提出先 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事戦略局広聴広報課県民のこえ班（県庁東館2階）

ウ その他 申請書及び資料は、提出先に持参又は郵送により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認結果は、令和6年3月11日（月）までに入札参加資格確認通知書（様式第2号）にて通知する。

(3) その他

ア 入札執行者が申請書及び資料以外に確認に必要な書類の提出を求めた場合は、指示された期限までに提出すること。

イ 提出された申請書、資料及び上記アにより提出した書類の作成及び申込みに係る費用は提出者の負担とする。

ウ 入札執行者は提出された申請書、資料及び上記アにより提出した書類を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

エ 提出された申請書、資料及び上記アにより提出した書類は返却しない。

オ 提出された申請書、資料及び上記アにより提出した書類は公表しない。

カ 申請書、資料及び上記アにより提出した書類に用いる言語は日本語に限る。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和6年3月12日（火）までに書面（様式自由）を提出しなければならない。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和6年3月13日（水）までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、上記6(1)イに同じとする。

8 設計書及び仕様書の交付

設計書及び仕様書の交付を次のとおり行う。

(1) 交付期間 公告の日から令和6年3月4日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 上記6(1)イに同じ

(3) 交付方法 担当部局で直接交付する。また静岡県広聴広報課ホームページに掲載する。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1001836/1040978/1006015.html>)

9 現場説明会

実施しない。

10 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札執行日時 令和6年3月19日(火) 午後2時

(2) 入札執行場所 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁 別館2階 第1会議室A

(3) その他

入札執行回数は2回を限度とする。

入札金額は契約期間の総価とする。

11 開札

開札は10に掲げる日時・場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。

12 入札の無効

公告等に示した競争入札参加資格を満たしていない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに本説明書及び令和6年度～令和8年度県庁案内等業務委託契約入札心得(以下「入札心得」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けて入札時点において入札参加停止期間中である者等、入札時点において5に掲げる資格を満たしていない者が行った入札は無効とする。

13 落札者の決定方法

地方自治法第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

14 入札保証金及び契約保証金

免除

15 契約書作成の要否

要

16 その他

(1) この入札は、当該業務に係る令和6年度静岡県一般会計予算の成立を条件と

し、契約の締結は、令和6年4月1日とする。

- (2) 本契約は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの契約期間にかかわらず、令和6年度以降の歳入歳出予算において、委託費について減額又は削除があった場合には、契約を変更又は解除することができる。
- (3) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (4) 契約書案、入札心得は、上記6(1)イの機関で配布するものとする。
- (5) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (7) 上記5(6)の国、地方公共団体等とは、国、都道府県、市町村、独立行政法人及び国、都道府県、市町村の出資する法人とする。
- (8) 上記5(6)の対面又は電話による受付業務の実績は、それを専任又は主たる業務として行うものに限る。
- (9) その他詳細不明の点については、静岡県知事戦略局広聴広報課県民のこえ班（電話番号 054-221-2244）に照会すること。